



bMXLCL20038

2020年7月27日

お客様 各位

ビオメリュー・ジャパン株式会社
マーケティング部FilmArray 呼吸器パネル 2.1 の保険適用のお知らせ

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社にて販売しております FilmArray[®] 呼吸器パネル 2.1 につきまして、保医発 0722 第1号 令和 2 年 7 月 22 日 にて、令和 2 年 7 月 22 日より保険適用となりましたので、ご案内申し上げます。

今後ともご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- 製造販売承認品: FilmArray 呼吸器パネル 2.1
- 製造販売承認番号: 30200EZ00032000
- 医科診療報酬点数:

区分番号	保険点数	測定方法	測定項目
D023 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む)	1,350 点 (カテゴリーB 感染性物質輸送を行う場合 1,800 点)	マイクロアレイ法(定性)	鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌及び SARS-CoV-2 の核酸検出

<p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌及び SARS-CoV-2 の核酸検出(以下、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む)、と呼ぶ)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの診断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年5月29日健感発 0529 第1号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む)を実施した場合、本区分の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、(23)ウに規定する検査及び SARS-CoV-2 核酸検出については、別に算定できない。</p>

- 本件に関するお問い合わせ先 : 臨床事業部 0120-265-034
受付時間: 月曜～金曜(祝日を除く) 9:00～17:30

以上

ビオメリュー・ジャパン株式会社